一千七百二十三号

平成二十九年 八月二十一 Н

曜

日

県道

線山

北山

中湖

九五二番二地先まで 南都留郡山中湖村平野字宮脇 南都留郡山中湖村平野字宮脇

· 八

一年平 日八月二十 二十九

### 月

### 公共測量の終了

公

告

·五九一

けたので、 第二項の規定により富士吉田市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示す 第三十九条において準用する同法第十四

る。

○公共測量の実施(三件)………………………………………………………………五九

○落札者の決定について…………

教育委員会

○公共測量の終了…………………………………………………………………………五九

○道路の供用開始………

告

示

目

次

公

告

○家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除…………………………五九

平成二十九年八月二十一日

山梨県知事

後

藤

斎

測量の種類 公共測量(二級基準点測量

測量の地域 富士吉田市上吉田

測量の期間 平成二十九年七月一 二日から同月十二日まで

三

## 公共測量の実施

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により忍野村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四

平成二十九年八月二十一日

区域の指定(平成二十九年山梨県告示第二百二十一号)は、

解除する。

平成二十九年八月二十一日

山梨県知事

後

藤

斎

第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)

山梨県告示第二百四十七号

告

不

山梨県知事 後 藤

斎

測量の種類 公共測量 (道路三次元データ計測

測量の地域 忍野村の一部

 $\equiv$ 測量の期間 平成二十九年七月三十一日から平成三十年三月十五日まで

# 公共測量の実施

に供する。

平成二十九年八月二十一日

山梨県知事

後

藤

斎

設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十九年九月十一日まで一般の縦覧

山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、

山梨県告示第二百四十八号

道路法

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、

第一項の規定により富士吉田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたの 測量法 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四

平成二十九年八月二十一日

山梨県知事

後

斎

Щ 梨 県 公 報 第二千七百二十三号 平成二十九年八月二十一日 一種道 類路 の

路

線

名

X

間

父延

ル長

| 期日開始の

1

1

五九

Щ

県 公 報 第二千七百二十三号 平成二十九年八月二十一日

測量の種類 公共測量 (道路三次元データ計測

測量の地域 富士吉田市の一部

三 測量の期間 平成二十九年八月七日から平成三十年三月二十二日まで

### 公共測量の実施

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により大月市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十九年八月二十一日

後 藤

斎

山梨県知事

測量の種類 公共測量(道路三次元データ計測)

測量の地域 測量の期間 平成二十九年八月七日から平成三十年三月三十一日まで 大月市の一部

# 教育委員会

# 落札者の決定について

シュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成され 適用を受ける調達契約に係るものである。 た政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

平成二十九年八月二十一日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋

落札に係る借入物品等 学校図書館情報システム推進事業用パソコン等一式

契約に関する事務を担当する所属

名称 山梨県教育庁高校教育課

所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年七月三日

四 落札者

名称 富士通リース株式会社

住所 東京都千代田区神田練塀町三番地

落札金額 五千八百三十三万二千九百六十円

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

Ш

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

よる公告を行った日 地方自治法施行令 平成二十九年五月二十二日 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

七

株サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番